

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 12 月 23 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和4年 12月13日	113,458円	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	令和4年8月30日午後12時00分頃、羽曳野市野々上5丁目8番7号の集合住宅の駐車場において、方向転換のために公用車を後退させた際、後方に駐車されていた相手方車両の前部に公用車の左後方部が接触し、相手方車両を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。